

神奈川県慢性腎臓病（CKD）対策連絡協議会設置要綱

（設置目的）

第1条 慢性腎臓病（CKD : Chronic Kidney Disease）について、広く正しい知識の普及に努め、予防、重症化の防止を図ることを目的として、神奈川県慢性腎臓病（CKD）対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 患者等一般向けの講演会等の開催に関する事項
- (2) 病院や診療所等医療関係者を対象とした研修の実施に関する事項
- (3) 慢性腎臓病（CKD）の診療に関わる医療機関情報の収集と提供及び診療連携の推進に関する事項
- (4) 慢性腎臓病（CKD）の普及啓発に関する事項
- (5) 事業評価の実施に関する事項
- (6) その他慢性腎臓病（CKD）の予防や重症化防止に必要な事項

（構成員等）

第3条 連絡協議会は、次に掲げる者のうちから選定した委員 18名以内で構成し、委員は神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課長が選任する。

- (1) 神奈川県医師会の代表
 - (2) 腎臓病に関する専門の知識を有する者
 - (3) 県民からの公募等により選考された者
 - (4) 市町村及び保健所等の代表
 - (5) その他がん・疾病対策課長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、選任の日から 2 年以内とし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 連絡協議会に、会長及び副会長各 1 名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長の指名した者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長に事故あるときは、副会長が職務を代行する。

（会議の開催）

第5条 会議は、会長が必要と認める時に召集し、会長が議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 連絡協議会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関して必要な事項は、会長ががん・疾病対策課長と協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初の協議会の招集は、保健予防課長が行う。
- 3 この要綱の施行後、最初に選任された委員の任期は、平成26年6月30日までとする。
- 4 この要綱の施行に伴い、神奈川県腎臓疾患対策推進委員会運営要領（平成元年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。